

例規第13号

平成30年6月27日

部・課（隊・所）長  
警察学校長 殿  
警察署長

長野県警察本部長

長野県警察の訓令等の公表基準の制定について

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たし、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営するため、次のとおり長野県警察の訓令等の公表基準を制定し、平成30年6月27日から実施することとしたことから、適切な運用を図られたい。

長野県警察の訓令等の公表基準

第1 趣旨

この基準は、長野県警察の訓令、例規及び通達（以下「訓令等」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

第2 訓令等の公表

- 1 訓令等を主管する所属の長（以下「主管所属長」という。）は、次に掲げるものを除き、訓令等の施行後、速やかに公表するものとする。
  - (1) 長野県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関するもの
  - (2) 専ら技術的、補足的事項（電算システムに関する技術的事項、犯罪手口や統計の分類方法等）を定めるもの
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、県民生活に直接影響を及ぼさないもの（業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの等）
- 2 主管所属長は、1の(1)から(3)までに掲げる訓令等のうち、次に掲げるものは、この基準の目的に照らし、可能な限り公表するよう努めるものとする。
  - (1) 県民の関心の高い事項を内容とするもの
  - (2) 県民生活の安全と安心を確保するため又は警察活動に対する理解と協力を得るため、公表することが適当であると認められるもの
  - (3) 全県的な基準の設定及び改善の指示を内容とするもの
  - (4) 警察庁その他の機関において公表している事項を内容とするもの

第3 公表の範囲

- 1 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）を含まない訓令等は、全文を公表するものとする。ただし、県民生活に影響を及ぼさない報告要領、様式等は省略することができるものとする。
- 2 非公開情報を含む訓令等は、その名称及び概要を公表するものとする。ただし、含まれる非公開情報が僅少な訓令等は、当該非公開情報に係る部分のみを省略した全文を公表するよう努めるものとする。
- 3 訓令等の名称に非公開情報が含まれる場合及び非公開情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称及び概要ともに公表しないものとする。

第4 公表の期間

訓令等の公表期間は、当該訓令等が効力を有する期間とする。

第5 公表等の手続

## 1 協議

主管所属長は、訓令等を公表しようとするとき又は公表することについて検討を要するときは、訓令等公表協議書（別記様式）により、広報相談課長と協議するものとする。

## 2 公表の方法

広報相談課長は、1の協議の結果、公表することとなった訓令等について、長野県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するものとする。

## 3 公表の終了等

### (1) 公表期間が満了した訓令等

広報相談課長は、訓令等の公表期間が満了した場合は、速やかにホームページから当該訓令等を削除するものとする。

### (2) 公表している訓令等の改廃に伴う措置

主管所属長は、公表している訓令等に改廃があった場合は、訓令等公表協議書により、広報相談課長と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

## 4 ホームページへの掲載等の手続の特例

2及び3の規定による訓令等の掲載又は削除については、長野県警察ホームページ運用要綱の制定について（平成13年12月18日例規第22号）に定めるホームページへの掲載等に係る手続は要しないものとする。

別記様式省略